



2023 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 森 望
(コード：9503 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経理部長 上西 隆弘
T E L 050-7105-9084

電力・ガス取引監視等委員会からの報告徴収への報告について

当社は、2023年3月30日、公正取引委員会から、特別高圧電力及び高圧電力の取引に関して、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為（以下、本件行為）があったと認定されました。

[特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会の発表について 2023年3月30日開示済み]

当社は3月30日に、電力・ガス取引監視等委員会から小売電気事業の運営状況に係る報告徴収を受領し、本日、報告しました。

今回の報告は、公正取引委員会が認定した事実、および社外弁護士による社内調査をもとに、コンプライアンス委員会の助言指導を踏まえて、当社として事実関係と独占禁止法遵守のための措置等について取りまとめたものです。

本件行為が発生した主な原因として、

- ・電力自由化への政策転換後の事業ルールに対する意識の不足
- ・法令遵守意識の希薄さ
- ・独占禁止法の知識・理解の不足
- ・経営トップ層の活動に対するチェック機能の不足・不全

という問題があったと考えています。

当社は、これらの原因に対して、再発防止策をすでに実施しております。また、これまでに取り組んできた再発防止策に新たな取り組みを追加し、徹底してまいります。

当社は、二度とこのような事態を起こさないよう、強い決意のもと、再発防止策を徹底するとともに、コンプライアンスを重視する組織風土の醸成に取り組むことで、社会の皆さまからの信頼回復に、全力を尽くしてまいります。

以 上

別紙：電力・ガス取引監視等委員会への報告概要

電力・ガス取引監視等委員会への報告概要

2023年4月12日

関西電力株式会社



【事実認定】

- 公正取引委員会による事実認定について、当社は争わない。

【事実関係（背景・経緯）※】

※当社の行為のみを記載

（管外進出）

- 東日本大震災以降、原子力発電所の停止に伴い、2013年4月、2015年4月に電気料金の引き上げ。
- 2017年春頃から営業戦略の見直し検討。同年秋頃から中部電力、中国電力、九州電力管内の顧客に営業活動（*）を開始。
 - * 中部電力、中国電力管内は新たな営業拠点を設置し訪問販売等を実施。九州電力管内は営業拠点は設けず、官公庁等入札を実施。
- 中部電力・中国電力・九州電力管内への進出方針を伝達。

（管外進出の成果と問題点）

- 販売電力量は拡大したが、進出先エリアの他電力が当社管内に進出し、当社の販売価格が低下。

（管外における営業活動方針の検討等）

- 2018年夏頃から秋頃にかけて、管外における営業戦略を検討。
- 2018年秋頃、管外の営業方針について、以下のとおり決定し、他電力に伝達することを確認。
 - また、販売単価について、下限値を設定する方針を決定。
 - ・中部電力管内：特高・高圧大口への営業活動を中止し、高圧小口への営業活動のみを継続
 - ・中国電力管内：能動的活動をせず、需要維持活動と受動対応のみ実施
 - ・九州電力管内：新規拠点の開設を見送り
- 営業方針の変更を決定し、方針を社内周知した後、変更後の営業方針に基づいて営業活動を実施。

※当社の行為のみを記載

【中部電力に伝達した内容※】

- 2017年11月頃、当社企画部門の役員が、中部電力管内で営業活動を開始することを伝達。
- 2018年11月2日、当社営業部門の役員が、中部電力管内での特高・高圧大口への営業活動中止や高圧小口への営業活動のみ継続すること、公共入札、アライアンスからの紹介案件等については下限値（*）を設定した上で活動すること、中部電力管内の拠点増員はせず、現行の要員は高圧小口への営業活動に振り分けることなどの管外営業方針を伝達。
- 2018年11月以降、複数回にわたり当社営業部門の役員および企画部門、営業部門の役職者が、伝達した内容に対する中部電力側の認識を確認。

【中国電力に伝達した内容※】

- 2017年11月頃、当社企画部門の役員が、中国電力管内で営業活動を開始することを伝達。
- 2018年11月8日、当社企画部門の役員および企画部門の役職者が、中国電力管内の営業体制を縮小することや、営業活動を見直す時期、応札についてJEPX価格以上とすることや、年間30万kWh未満の規模を対象外とし、応札対応はこれまでの1/3程度に減る可能性があることを伝達。
- その後、当社企画部門の役職者が、伝達した内容に対する中国電力側の認識を確認。

【九州電力に伝達した内容※】

- 2017年12月頃、当社企画部門の役員が、九州電力管内で営業活動を開始することを伝達。
- 2018年10月12日以降、複数回にわたり当社企画部門の役員および企画部門の役職者が、利益を度外視した安値競争は回避すること、九州電力管内に営業拠点を開設しないこと、JEPX価格を下回るような経済合理性の無い販売活動が行われないよう下限値（*）を新たに導入したこと、これにより全エリアで以前のような安値販売はしなくなることを伝達。
- 2018年12月頃、当社企画部門の役職者が、伝達した内容に対する九州電力側の認識を確認。

* お客さまに見積もり提示する際に、提案できる最安値の水準

（端 緒）

- 2020年秋頃、外部から独占禁止法上問題となる行為をしているのではないかと情報がもたらされた。
- 社外の法律事務所に調査全般を委嘱し、社内調査を直ちに実施（以下、本件調査）。

（課徴金減免申請）

- 本件調査の結果、当社と、中部電力、中国電力及び九州電力との間で、独占禁止法違反に該当すると考えられる行為を確認した。
- 2020年10月29日以降、中部電力、中国電力、九州電力との間の独占禁止法違反行為について、公正取引委員会に課徴金減免申請を行った。

発生原因	
1. 電力自由化への政策転換後の事業ルールに対する意識の不足	(1) エネルギー業界における競争政策に関するパラダイムシフトへの認識の不徹底
	(2) 共通の事業環境にある旧一電間における競争に関するルールに対する意識の低さ
	(3) 旧一電間における近い人脈が存在する中での接触機会の多さ
2. 法令遵守意識の希薄さ	
3. 独占禁止法の知識・理解の不足	
4. 経営トップ層の活動に対するチェック機能の不足・不全	(1) 経営トップ層の意思決定過程における法務的観点からのチェック体制の欠如
	(2) 監査の実効性が不十分だったこと
	(3) チェック機能発揮を妨げる他人任せ・上意下達の組織風土

再発防止策	
① 経営トップによる公正競争実現・独占禁止法違反決別宣言	《新規取り組み》
➤ エネルギー自由化政策に基づく適切な事業運営が経営の骨格を成すこと ➤ 公正な競争を行い、不当な取引制限をはじめとする独占禁止法違反と決別すること	
② 競争政策（独占禁止法）を遵守するシステムの再構築	《新規取り組みを追加》
(1) 独占禁止法遵守のための社内規程等の整備	⇒P.5
(2) 独占禁止法の理解促進及びコンプライアンス意識の再徹底のための教育・研修等の充実	⇒P.6
(3) 独占禁止法違反防止のための側面支援としての予防機能の強化	⇒P.7
(4) 監視機能の強化	⇒P.8

※再発防止策については必要に応じて追加することも検討

発生原因

- 旧一電は互いに競争相手になったことを形式上は理解しつつも、多くの領域において利害得喪が一致する横並びの関係性があり、「本質的には協力相手である」との意識が存在した。
- 業界内の会合等を通じて過去から形成されてきた近しい人脈に基づく頻繁な接触があるにもかかわらず、具体的な制約やリスクコントロール方法が設けられていなかった。

再発防止策

（＊）は実施済または今後も継続実施する施策

（１）社内規程等の整備

① 独占禁止法遵守規程の制定・施行（＊）

- ・独占禁止法への抵触行為禁止の具体化・明確化
- ・厳格な競合他社との接触ルールの導入
- ・独占禁止法違反リスク抑制や違反の早期発見のために遵守すべき手続きの導入

② 同規程の遵守状況等に関するモニタリングの実施（＊）

- ・ルールが適切に運用されているか等について適時適切に確認を継続

③ 社内リニエンシー制度の整備 <<新規取組み>>

- ・独占禁止法違反行為に関与した社員が、自主的に違反事実について報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の減免について考慮する制度を整備
- ・独占禁止法違反行為の早期発見、速やかな是正を図る

④ 独占禁止法遵守規程の関係会社への展開（＊）

- ・独占禁止法遵守規程の内容を全グループ会社に説明
- 各社の独占禁止法遵守への取組状況を確認。相談等を受け、個別に指導助言を実施

発生原因

- 経営トップ層をはじめ、多数の役員及び社員において独占禁止法の知識・理解が不足しており、法務部門や外部専門家への相談、内部通報に繋げる素地が整っていなかった。
- 企画部門の活動において独占禁止法に抵触するリスクがない／低いとの誤った認識があった。
- 独占禁止法の誤った理解による都合の良い解釈のもと、コンプライアンスよりも事業の問題解決を優先した。
- 自由闊達に意見交換や相談ができる文化が不足していた。
- コンプライアンス、独占禁止法遵守に関して他人任せで当事者意識が希薄であった。

再発防止策

（＊）は実施済または今後も継続実施する施策

（２）教育・研修の充実

① 上意下達、他人任せの組織風土に踏み込んだコンプライアンス研修の実施

《新規取り組み》

② トップを含めた全社員に対する競争政策（独占禁止法）遵守のための研修の実施（＊）

- ・役員に対する競争政策（独占禁止法）遵守のための研修の実施
- ・社外弁護士による独占禁止法研修の営業部門以外への拡大・充実等
（独占禁止法違反の潜在リスクの高い部門に対しても正確な知識付与を実施）
- ・全社員に対する競争政策（独占禁止法）eラーニング実施
- ・競争政策（独占禁止法）を遵守するための啓発ツールの整備・充実、周知

発生原因

- 経営トップ層をはじめ、多数の役員及び社員において独占禁止法の正確な知識・理解を欠いており、法務部門や外部専門家への相談や内部通報に繋げる素地が整っていなかった。
- 経営トップ層の意思決定過程における法務的観点からのチェック体制もなく、事前の法律相談や内部通報が行われなかった結果、独占禁止法違反行為の発生の予防や、事案の早期認知ができなかった。

再発防止策

(*) は実施済または今後も継続実施する施策

(3) 予防機能の強化

① 法律相談の活用周知・相談体制の充実(*)

- ・社内の法務部門への相談の慫慂や、法務部門を通じた独占禁止法の専門弁護士との積極的な活用

② 内部通報制度の活用周知と強化・充実(*)

- ・コンプライアンス相談窓口及び社外弁護士窓口の周知と、より一層の強化・充実

③ 法務担当者による重要会議のモニタリング

《新規取組み》

- ・独占禁止法遵守の観点から、競争に関連する重要な経営方針が取り扱われる会議への法務的観点からのチェック体制の導入

発生原因

- 経営トップ層の活動に対するチェック機能が不足・不全であった。
- 2014年に発注者として独占禁止法違反行為の誘発・助長する行為があり、再発防止の要請を受けたにもかかわらず、独占禁止法違反行為防止にかかる継続的なチェックが不足していた。

再発防止策

(4)監視機能の強化

(*) は実施済または今後も継続実施する施策

①社外弁護士によるモニタリング(*)

- ・本件調査開始以降、社外弁護士が独占禁止法違反につながる行為がないかなどについて調査を実施（今回公正取引委員会から認定された行為以外に違反行為は確認されなかった）

②独占禁止法遵守状況に関する内部監査の実施(*)

- ・経営監査室が、全部門に対して独占禁止法遵守状況に関する監査を順次実施

③第三者による定期的監査実施 《新規取組み》

- ・コンプライアンス委員会が社外弁護士等に委嘱し、独占禁止法遵守の観点から定期的な監査を実施

④監査委員会による重点的な監査の実施等 《新規取組み》

- ・常勤監査委員による独占禁止法遵守状況、再発防止策の実効性等の重点的監視と、監査委員会の社外視点を加えた監査の実施